

「働き方改革専門相談」実施のご案内

2019年4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、会員企業の皆様におかれましては、様々な見直しをされていることと存じます。しかし、事業所によって内容は必ずしも同じではありません。

また、2020年4月から中小企業に「時間外労働の上限規制(建設業・運輸業・自動車運転の業務等は2024年4月から)」が適用されています。さらに、2021年4月からは中小企業に「パートタイム・有期雇用労働法(不合理な待遇差の禁止)」も適用されています。

本所では、「北海道働き方改革推進支援センター」と共同で、社会保険労務士など労務管理の専門家による『働き方改革専門相談窓口(無料)』を開設し、今年度も継続して実施することとなりました。「経営者」・「従業員」の双方にメリットがある改革をするために、まずは専門家への相談をお勧めいたします。

【開催概要】

- ・ 開設日：令和4年8月～令和5年3月までの各月 第3金曜日
〔 8月19日、9月16日、10月21日、11月18日、12月16日、
1月20日、2月17日、3月17日 〕
- ・ 時間：午前10時～午後2時まで
- ・ 場所：函館商工会議所（函館市若松町7-15）
- ・ 相談員：社会保険労務士 酒井 亮子 氏（北海道社会保険労務士会函館支部所属）
- ・ 利用方法：相談は要予約（1相談あたり約1時間）
- ・ ご予約、お問い合わせ：経営支援課 Tel 0138-23-1181

【相談事例】

- ◎時間外労働の上限規制への対応(建設業・運輸業・自動車運転の業務等は2024年4月1日:適用)
- ◎パートタイム・有期雇用労働法(不合理な待遇差の禁止)について
- ◎就業規則の見直し、賃金規定の整備、賃金引上げに向けた環境整備
- ◎働き方改革関連法全般について
- ◎各種助成金に関するアドバイス
- ◎年次有給休暇の取得について
- ◎人材確保に資する技術的な相談
- ◎36(サブロク)協定届のアドバイス
- ◎パワーハラスメント防止措置について
- ◎労働時間管理ガイドライン、変形労働時間制、その他

働き方改革専門相談 申込書

函館商工会議所 経営支援課 宛 (FAX: 0138-27-2111)

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

会社名		業種	
住所			
連絡先	TEL	FAX	従業員数
相談者名	(役職氏名)	(役職氏名)	
予約希望日	(希望日に○をつけてください) 8/19(金) 9/16(金) 10/21(金) 11/18(金) 12/16(金) 1/20(金) 2/17(金) 3/17(金)		
希望時間	(希望時間に○をつけてください) 10:00~11:00 11:00~12:00 13:00~14:00		
ご相談内容			
(相談内容に☑を入れてください)			
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について(建設業等は2024年4月1日適用開始)			
<input type="checkbox"/> パートタイム・有期雇用労働法(不合理な待遇差の禁止)について			
<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し、賃金規定の整備、賃金引上げに向けた環境整備			
<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について		<input type="checkbox"/> 各種助成金に関するアドバイス	
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について		<input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談	
<input type="checkbox"/> 36(サブロク)協定届のアドバイス		<input type="checkbox"/> パワーハラスメント防止措置について	
<input type="checkbox"/> 労働時間管理ガイドライン、変形労働時間制		<input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点について	
<input type="checkbox"/> その他 ()			
訪問支援を希望しますか 社会保険労務士等が会社を訪問し、課題解決のための改善提案を行います (6回まで無料)		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	

※予約状況により調整のため、電話にてご連絡させていただく場合があります。

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種情報提供・相談会運営の目的のみに使用いたします。